

介護保険の認定を受けている皆様へ

令和元年10月1日より、消費税率が8%から10%に引き上げられることとともない、以下の点において、制度が変更となります。

1 介護報酬への上乗せ

消費税率引き上げ分への上乗せとして、サービス毎に上乗せ率が計算され、10月から介護報酬単価と一部の加算額が引き上げられます。

※各サービス事業者より報酬額の変更にかかる説明がありますので、詳しくは利用している介護サービス事業者にご確認願います。

2 区分支給限度基準額の引上げ

介護報酬への上乗せとともない、在宅サービスの利用料の保険給付上の上限である区分支給限度基準額も引き上げられます。

※区分支給限度基準額は、介護認定を受けられた方の介護保険被保険者証に記載されています。

既に介護保険被保険者証をお持ちの方については、記載単位を、見直し後のものを読み替えて、そのまま使用できます。

○要介護度別の支給限度額(額は介護報酬の1単位を10円として計算)

	支給限度額(円)【見直し後】	支給限度額(円)【現行】
要支援1	50,320	50,030
要支援2	105,310	104,730
要介護1	167,650	166,920
要介護2	197,050	196,160
要介護3	270,480	269,310
要介護4	309,380	308,060
要介護5	362,170	360,650

3 施設系サービス(短期入所を含む)における居住費・食費の基準費用額の引上げ

基準費用額については、消費税率引き上げによる影響分が下のとおり上乗せされます。

※負担限度額認定証をお持ちの方については、従来の負担額に変更はありません。

○居住費・食費の基準費用額(1日あたり)

施設の種類	居住費(円)				食費(円)	
		従来型個室	多床室	ユニット型 個室的多床室		
介護老人福祉施設	【見直し後】	1,171	855	2,006	1,668	1,392
	【現行】	1,150	840	1,970	1,640	1,380
介護老人保健施設・ 介護療養型医療施設・ 介護医療院	【見直し後】	1,668	377	2,006	1,668	1,392
	【現行】	1,640	370	1,970	1,640	1,380

■問い合わせ/長寿支援課介護保険係 ☎880-6556

南国市任期付職員募集

試験区分	受験資格	任期
文化財調査員	昭和37年4月2日以降に生まれた方で、次の要件をすべて満たす方 (1) 大学又は大学院で考古学に関する専門課程を専攻して卒業若しくは修了した方 (2) 埋蔵文化財発掘調査(整理・報告書作成を含む)の経験がある方 (3) 普通自動車の運転免許を持っている方、または令和2年3月末までに取得見込みの方	令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

■採用試験日/11月30日(土)

■申込期間/10月1日(火)~31日(木) 8:30~17:15

*土・日曜日、祝日は除く

*郵送の場合は、10月31日(木)までの消印有効

■採用予定日/令和2年4月1日以降

■申込書の請求・問い合わせ

総務課職員係(〒783-8501 南国市大浦甲2301 ☎880-6551 [HP https://www.city.nankoku.lg.jp](https://www.city.nankoku.lg.jp))

■申込書配布場所/市役所総合案内・総務課職員係で10月1日(火)から配布します。また、南国市のホームページからもダウンロードできます。

*郵送での請求は、住所・氏名を記入し、120円切手を貼った返信用封筒(角2)を同封してください。

■採用予定人数/若干名



幼児教育・保育の無償化のお知らせ

令和元年10月1日から年齢に応じて、幼稚園・保育園・認定こども園などを利用する子どもの保育料が無償化されます。

なお、通園送迎費、行事費、主食費などの実費は無償化対象外です。

■幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育

保育料が無償化の対象となります。事前の手続きは必要ありません。

対象/3歳児クラス~5歳児クラスの児、幼稚園の満3歳児以上、住民税非課税世帯の0~2歳児
ただし、新制度未移行幼稚園は、事前に手続きが必要で給付上限は月額25,700円となります。

■幼稚園や認定こども園の預かり保育

保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園や認定こども園の預かり保育料が上限まで無償化になります。事前に手続きが必要です。

対象/3歳児クラス~5歳児クラスの児童、満3歳児クラスの非課税世帯の児童
給付上限/利用日数に応じて月額11,300円まで(満3歳児クラスは月額16,300円まで)

■認可外保育施設他

保育の必要性の認定を受けた場合、上限額まで無償化になります。事前に手続きが必要です。他の保育施設を利用している場合は、無償化の対象とならない場合があります。

対象/3歳児クラス~5歳児クラスの児童、住民税非課税世帯の0~2歳児
給付上限/月額37,000円(住民税非課税世帯の0~2歳児は月額42,000円)

■問い合わせ/子育て支援課幼保支援係 ☎880-6562